

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 27 年 12 月 24 日・東京都条例第 151 号

1 概要

(1) 改正理由

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 33 号。以下「省令」という。）の施行による排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）の改正を踏まえ、公共用水域に排出する汚水のトリクロロエチレンに係る排水基準を改める必要がある。

(2) 改正内容

① 公共用水域に排出される汚水のトリクロロエチレンに係る排水基準（単位 1 リットルにつきミリグラム）を次のとおり改正する。

ア 水道水源水域に汚水を排出する新設の工場 0.03 から 0.01 に改正
イ ア以外の工場又は指定作業場 0.3 から 0.1 に改正

② この条例の施行の際既に設置され、又は着工されている工場又は指定作業場については、省令の施行日から 6 か月間（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 3 に掲げる施設がこの条例の施行の際既に設置され、又は設置の工事がなされている工場又は指定作業場にあつては、1 年間）の猶予期間を設ける。

2 施行日

平成 28 年 1 月 1 日

3 問合せ先

環境局自然環境部水環境課河川規制担当

直通 03-5388-3494

内線 42-655